

15. 環境性能割交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]						
市町村 及び 指定市 [道府県]	<p>1. 自動車税環境性能割は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>免 税 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車の取得価格に対し</td> <td>環境性能に応じ 非課税～3%</td> <td>50万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間は、税率1%分を軽減。</p> <p>2. 環境性能割交付金は、道府県が、自動車税環境性能割の収入額に95%を乗じて得た額の100分の47(※)に相当する額を、市町村に対し、2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。 (※)令和4年度以降は、100分の43。</p> <p>3. 指定市を包括する道府県は、自動車税環境性能割の収入額に95%を乗じて得た額の100分の35に相当する額を、指定市に対し、2分の1の額を区域内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。</p>	区 分	税 率	免 税 点	自動車の取得価格に対し	環境性能に応じ 非課税～3%	50万円以下	<p>8月：前年度3月収入見込額 +同月収入分 +4月～7月収入分 12月：8月～11月収入分 3月：12月～2月収入分 +3月収入見込額</p> <p>(※令和元年度のみ) 12月：10月～11月収入分 3月：12月～2月収入分 +3月収入見込額</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	税 率	免 税 点						
自動車の取得価格に対し	環境性能に応じ 非課税～3%	50万円以下						

16. 軽油引取税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
指定市 [道府県]	<p>1. 軽油引取税は、軽油の引取り等に対し、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油1キロリットルにつき (本則)</td> <td>32,100円 (15,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 軽油引取税交付金は、指定市を包括する道府県が、軽油引取税の収入額に10分の9を乗じて得た額を指定市に対し、当該指定市の区域内に存する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積であん分して交付する。</p>	区 分	税 率	軽油1キロリットルにつき (本則)	32,100円 (15,000円)	<p>8月：前年度3月～7月 収入分 12月：8月～11月収入分 3月：12月～2月収入分</p> <p>[制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分	税 率					
軽油1キロリットルにつき (本則)	32,100円 (15,000円)					

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	5,472,976	5,583,993	5,488,349	4,821,470	4,930,594

※上記決算額は、軽油引取税交付金と旧法による軽油引取税交付金の合算額。